

三十九 第68条の86（共同で現物出資をした場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）</p> <p>68の86 7<u>同法第45条の2第2項</u>.....</p> <p>（持株割合が100%未満又は20%未満となることが見込まれていることの意義）</p> <p>68の86 9<u>共同事業再編法人及び他の共同事業再編法人</u>..... <u>当該共同事業再編法人</u>.....<u>100分の20未満</u>..... </p>	<p>（特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）</p> <p>68の86 7<u>同法第45条の3第2項</u>.....</p> <p>（持株割合が100%未満又は25%未満となることが見込まれていることの意義）</p> <p>68の86 9<u>特定事業法人及び他の特定事業法人</u>..... ...<u>当該特定事業法人</u>.....<u>100分の25未満</u>.....</p>

四十 第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（非課税所得の範囲）</p> <p>68の90 5 (1) (2) (3) <u>措置法第65条の2</u></p> <p>(注)</p> <p>（適用除外の特定外国子会社等であることの証明）</p> <p>68の90 19 <u>措置法第68条の90第5項に規定する「同項の適用がある旨」の記載とは、規則別表十七（二）の様式による記載をいい、同項に規定する「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」とは、.....規則別表十七（二）の「10」欄から「17」欄までの各欄の記載に当たり参考</u></p>	<p>（非課税所得の範囲）</p> <p>68の90 5 (1) (2) (3) <u>措置法第58条又は第65条の2</u></p> <p>(注)</p> <p>（適用除外の特定外国子会社等であることの証明）</p> <p>68の90 19 <u>措置法第68条の90第5項に規定する「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」とは、.....連結確定申告書の作成に当たり参考とした書類をいう。</u></p>

とした書類をいう。

四十一 第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（社会保険診療報酬に係る損金の額の計算）</p> <p>68の99 4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	<p>（社会保険診療報酬に係る損金の額の計算）</p> <p>68の99 4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の賞与引当金勘定（法人税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第24号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の法人税法第54条に規定する賞与引当金に係るものをいう。）への繰入額は、人件費の配賦基準と同一の基準により配賦する。</u></p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>

四十二 第68条の103の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第68条の103の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</u></p> <p>（<u>連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用</u>）</p> <p><u>68の103の2 1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第68条の103の2第1項に規定する中小連結法人等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設を</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>して事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</u></p> <p>68の103の2 2 <u>措置法第68条の103の2第1項の規定を適用する場合において、取得価額が30万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</u></p> <p><u>(明細書の添付)</u></p> <p>68の103の2 3 <u>連結法人が、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付する規則別表十六(一)から別表十六(四)まで(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)の備考欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第68条の103の2第2項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。</u></p> <p>(1) <u>取得価額30万円未満の減価償却資産について、措置法第68条の103の2第1項の規定を適用していること</u></p> <p>(2) <u>適用した減価償却資産の取得価額の合計額</u></p> <p>(3) <u>適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

四十三 第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係

改 正 後	改 正 前																												
<p>第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係</p> <p>（中小企業者等に該当する旨の書類の書式）</p> <p>68の109 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>付表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書</td> <td style="width:10%;">連結事業年度</td> <td style="width:10%;">・ ・</td> <td style="width:10%;">連結親法人名</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table>	連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書	連結事業年度	・ ・	連結親法人名		<p>第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）関係</p> <p>（中小企業者等に該当する旨の書類の書式）</p> <p>68の109 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>付表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書</td> <td style="width:10%;">連結事業年度</td> <td style="width:10%;">・ ・</td> <td style="width:10%;">連結親法人名</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table>	連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書	連結事業年度	・ ・	連結親法人名																			
連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書	連結事業年度	・ ・	連結親法人名																										
連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書	連結事業年度	・ ・	連結親法人名																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">適用該当号の区分</td> <td style="width:5%;">1</td> <td style="width:80%;">措置法第68条の109第()項第()号該当</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一 項 一 号 該 当</td> <td>設 立 の 日</td> <td>平・・〔措置法令第39条の128第1項第()号〕 平・・</td> </tr> <tr> <td>連結親法人の中小企業者の判定</td> <td>新事業創出促進法第2条第3項第()号該当</td> </tr> <tr> <td>連結親法人の主たる事業</td> <td style="text-align: right;">業</td> </tr> <tr> <td>連結親法人の資本の額又は出資の総額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>連結親法人が常時使用する従業員の数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第()項第()号該当	一 項 一 号 該 当	設 立 の 日	平・・〔措置法令第39条の128第1項第()号〕 平・・	連結親法人の中小企業者の判定	新事業創出促進法第2条第3項第()号該当	連結親法人の主たる事業	業	連結親法人の資本の額又は出資の総額	円	連結親法人が常時使用する従業員の数	人	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">適用該当号の区分</td> <td style="width:5%;">1</td> <td style="width:80%;">措置法第68条の109第()項第()号該当</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一 項 一 号 該 当</td> <td>設 立 の 日</td> <td>平・・〔措置法令第39条の128第1項第()号〕 平・・</td> </tr> <tr> <td>連結親法人の中小企業者の判定</td> <td>新事業創出促進法第2条第3項()号該当</td> </tr> <tr> <td>連結親法人の主たる事業</td> <td style="text-align: right;">業</td> </tr> <tr> <td>連結親法人の資本の額又は出資の総額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>連結親法人が常時使用する従業員の数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第()項第()号該当	一 項 一 号 該 当	設 立 の 日	平・・〔措置法令第39条の128第1項第()号〕 平・・	連結親法人の中小企業者の判定	新事業創出促進法第2条第3項()号該当	連結親法人の主たる事業	業	連結親法人の資本の額又は出資の総額	円	連結親法人が常時使用する従業員の数	人
適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第()項第()号該当																											
一 項 一 号 該 当	設 立 の 日	平・・〔措置法令第39条の128第1項第()号〕 平・・																											
	連結親法人の中小企業者の判定	新事業創出促進法第2条第3項第()号該当																											
	連結親法人の主たる事業	業																											
	連結親法人の資本の額又は出資の総額	円																											
	連結親法人が常時使用する従業員の数	人																											
適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第()項第()号該当																											
一 項 一 号 該 当	設 立 の 日	平・・〔措置法令第39条の128第1項第()号〕 平・・																											
	連結親法人の中小企業者の判定	新事業創出促進法第2条第3項()号該当																											
	連結親法人の主たる事業	業																											
	連結親法人の資本の額又は出資の総額	円																											
	連結親法人が常時使用する従業員の数	人																											

改 正 後			改 正 前					
一 項 二 号 該 当	連結親法人の実施計画の認定年月日	7	平 . .	連結親法人の実施計画の認定年月日	7	平 . .		
	連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容	8		連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容	8			
	連結親法人の当期末における事業の状況	9		連結親法人の当期末における事業の状況	9			
二 項 三 号 該 当	連結親法人の中小企業者の判定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当	連結親法人の中小企業者の判定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当		
	連結親法人の主たる事業	11		業	連結親法人の主たる事業	11		業
	連結親法人の資本の額又は出資の総額	12		円	連結親法人の資本の額又は出資の総額	12		円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	13		人	連結親法人が常時使用する従業員の数	13		人
	当期前1年以内に開始した各連結事業年度	14	平 . . ~ 平 . .	当期前1年以内に開始した各連結事業年度	14	平 . . ~ 平 . .		
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	15		円	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	15		円
	(14)の各連結事業年度の総収入金額の合計額	16		円	(14)の各連結事業年度の総収入金額の合計額	16		円
試験研究費等の割合	17	$\frac{(15)}{(16)}$	%	試験研究費等の割合	17	$\frac{(15)}{(16)}$	%	

三 項 該 当	連結親法人の当期末 の資本又は出資の金 額	18		円
	前年度総資産額の合 計額	19		円
	前年度自己資本額の 合計額	20	内	円
	自己資本比率	$\frac{20}{19}$	21	%
添 付 書 類	措置法第68条の109 第1項第1号	登記簿謄本又はその写し		
	措置法第68条の109 第1項第2号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1 項に規定する認定（同法第11条の3第1項の認 定を含む。）をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し		
	措置法第68条の2第 2項	措置法施行令第39条の128第4項各号に規定する 総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細 書（同項の規定の適用がある連結事業年度に限る。）		

**連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率
の不適用制度に関する明細書の記載の仕方**

- 1措置法第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対
する同族会社の特別税率の不適用）.....
- 2措置法第68条の109第1項各号又は第2項若しくは第3項
.....
- 3
- 4
- 5

添 付 書 類	措置法第68条の109 第1項第1号	登記簿謄本又はその写し
	措置法第68条の109 第1項第2号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1 項に規定する認定（同法第11条の3第1項の認 定を含む。）をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し
	措置法第68条の2第 2項	措置法施行令第39条の128第4項各号に規定する 総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細 書（同項の規定の適用がある連結事業年度に限る。）

**連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率
の不適用制度に関する明細書の記載の仕方**

- 1措置法第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対
する同族会社の特別税率の不適用等）.....
- 2措置法第68条の109第1項各号又は第2項.....
- 3
- 4
- 5

改 正 後	改 正 前
<p>6 「三項該当」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「前年度総資産額の合計額19」には、<u>連結親法人及びその連結子法人の前期末の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（次のイからホまでに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、へに掲げる金額がある場合にはこれを加算します。）</u>を記載します。</p> <p>イ <u>固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額</u></p> <p>ロ <u>特別償却準備金として積み立てている金額</u></p> <p>ハ <u>土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額</u></p> <p>ニ <u>その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券）に係る評価益等相当額</u></p> <p>ホ <u>その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限り。）の額に相当する金額</u></p> <p>ヘ <u>その他有価証券に係る評価損等相当額</u></p> <p>(2) 「前年度自己資本額の合計額20」は、<u>連結親法人及びその連結子法人の前期末の資本の金額又は出資金額、連結個別資本積立金額及び連結個別利益積立金額の合計額</u>を記載します。なお、措置法令第39条の34の2第10項に規定する同族株主等に対する負債（借入金その他の利子の支払の基因となるものに限り。）の額がある場合には、その金額を加算し、加算した金額を「20」の内書に記載します。</p> <p><u>（総資産の帳簿価額の計算）</u></p>	<p>（新 設）</p>

68の109 8 措置法令第39条の128第6項に規定する総資産の帳簿価額（以下68の109 10までにおいて「総資産の帳簿価額」という。）の計算については、次に掲げるような場合には、それぞれ次による。

- (1) 貸借対照表に計上されている繰越欠損金の額がある場合には、当該繰越欠損金の額に相当する金額は、総資産の帳簿価額に含まれない。
- (2) 支払承諾見返勘定又は保証債務見返勘定のように単なる対照勘定として貸借対照表の資産及び負債の部に両建経理されている金額がある場合には当該資産の部に経理されている金額は、総資産の帳簿価額から控除する。
- (3) 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。
- (4) 退職給付信託における信託財産の額が、退職給与引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。
- (5) 貸借対照表に計上されている返品債権特別勘定の金額（売掛金から控除する方法により計上されているものを含む。）がある場合には、これらの金額を控除した残額を売掛金の帳簿価額とする。
- (6) 貸倒損失が金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合には、これを控除した残額を金銭債権の帳簿価額とする。
- (7) 貸借対照表に計上されている補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定の金額がある場合には、これらの金額を控除した残額を当該補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定に係る棚卸資産の帳簿価額とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(8) <u>自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示している場合には、当該自己株式の金額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</u></p>	
<p>(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)</p>	(新 設)
<p>68の109 9 <u>連結法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含まれることに留意する。</u></p>	
<p>(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)</p>	(新 設)
<p>68の109 10 <u>連結法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除する利益又は剰余金の処分による圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれらの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となることに留意する。</u></p>	
<p><u>(注) 当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されている場合には、その相殺後の残額となることに留意する。この場合、その相殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱って差し支えない。</u></p>	
<p>(自己資本比率を算出する際の負債の意義)</p>	(新 設)
<p>68の109 11 <u>措置法令第39条の128第7項に規定する「負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。)」には、例えば、その金銭消費貸借契約において利子の支払を約さないものであっても、その利子の支払を約さない</u></p>	

ことに合理的な理由がないものが含まれることに留意する。

(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)

68の109 12 同族会社の判定の基礎となる連結親法人の株主等と特殊の関係のある個人(令第4条第1項に規定する特殊の関係のある個人をいう。)又は株主等と特殊の関係のある法人(令第4条第2項に規定する特殊の関係のある法人をいう。)であっても、当該連結親法人の株式又は出資を有しない場合は、措置法令第39条の128第7項に規定する「同族株主等」には含まれないことに留意する。

(新設)

四十四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い(1)...改正前の措置法等の適用がある場合)</p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第139号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成15年省令第34号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の租税特別措置法関係通達(連結納税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(経過的取扱い(2)...施行日前に行われた分割等に係る売上金額の提出期限の特例)</p> <p><u>措置法令第39条の39第21項に規定する移転事業に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額との区分に関する同項に規定する届出については、同項に規定する分割、現物出資又は事後設立が平成14年4月1日から</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>平成15年3月31日までの間に行われたものである場合は、措置法規則第22条の23第7項に規定する提出期限にかかわらず、平成16年5月31日までに連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないものとし、当該届出に係る区分の方法が合理的な方法である場合は、これを認める。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(3)...平成15年4月1日前に取得等をした特定中核的民間施設の特別償却)</u></p> <p><u>改正法令による改正前の措置法第68条の18第1項に係る措置法令第28条の3第1項に規定する特定の施設の同項に定める取得等に必要な資金の額が6億円以上で6億5千万円に満たない場合において、連結法人が当該特定の施設に含まれる特定中核的民間施設(改正法令による改正前の措置法第68条の18第1項に係る措置法第43条の3第1項に規定する特定中核的民間施設をいう。以下同じ。)の一部を平成15年4月1日前に取得等をし、残余を同日以後に取得等をしているときは、同日前に取得等をした特定中核的民間施設については、その取得価額の合計額が6億円以上であるかどうかを問わず、改正前の措置法第68条の18第1項の規定の適用があることに留意する。この場合において、平成15年4月1日以後に取得等をした残余の特定中核的民間施設については、措置法第68の18第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>